

委 託 契 約 書

長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）と （以下「受託者」という。）は、次の条項により、インターネットを活用した自殺対策検索連動型広告業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 委託する業務は次のとおりとする。

- (1)業務の名称 インターネットを活用した自殺対策検索連動型広告業務
- (2)委託内容 委託業務仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり

（委託期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和3年 月 日から令和4年3月31日とする。

（委託金額）

第4条 委託金額は、円とする。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、円)

（契約保証金）

- 第5条 受託者は、契約保証金円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。
- 2 委託者は、第7条の規定により検査に合格し、実績報告書（成果品）の引き渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
 - 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（実施方法等）

- 第6条 受託者は、仕様書に基づいて委託業務を実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
 - 3 受託者は、この契約締結後速やかに、実施計画書に収支予算書を添えて、委託者に提出しなければならない。
 - 4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに完了届に実績報告書及び収支決算書を添えて委託者に提出しなければならない。

2 委託者は前項の完了届の提出があったときは、10日以内に内容の検査を行い、合格したときは引き渡しを受ける。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度確認を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条で定める引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払う。

(前金払)

第9条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合には、この限りではないものとする。

(契約内容の変更)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、委託者と受託者の協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更する。

(契約解除)

第12条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第13条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第14条 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第15条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は実績報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務の成果品を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第12条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。

4 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行なわれているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 受託者は、第1項又は第3項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第16条 受託者は、第13条の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払われなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条

の第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（疑義の解決）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定める。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第17条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行にあたり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第18条 受託者は、この事業の実施に関して知り得た秘密について他人に漏らしてはならないものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県知事 阿部 守一

受託者